

# ○飯塚市新型コロナウイルス感染症買物困難世帯支援事業実施要綱

令和3年2月22日

飯塚市告示第39号

改正3-308

## (趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断された世帯員を有する世帯において、それに伴い買物が困難な状況に陥り、かつ親族等からの支援を得ることができないものに対し、在宅生活を継続できるよう、必要最低限の食料品及び日用品の買物代行サービスを実施し、及びその商品の購入費用を買物代行サービス事業者に飯塚市新型コロナウイルス感染症買物困難世帯支援給付費(以下「給付費」という。)として給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (支援の対象となる世帯)

第2条 支援の対象となる世帯(以下「支援対象世帯」という。)は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断され、保健所から自宅待機の要請を受けた世帯員を有する世帯であって当該世帯員に外出して買物をすることが可能な者がいない世帯
- (2) 保護者又は介護者等が新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断され、入院等により世帯員と別居することとなった場合において、自宅に残された世帯員が高齢、障がい、未成年その他の理由により支援が必要な世帯
- (3) 新型コロナウイルス感染症の治療後、その後遺症により自力で買物をすることが困難となった世帯
- (4) 前3号に掲げるもののほか、在宅生活に係る支援が特に必要であると市長が認める世帯

## (支援期間)

第3条 支援を受けることができる期間は、本事業の対象者として登録以後、前条に掲げる世帯において世帯員による買物が可能となるまでの間又はその他制度の利用によって本事業による支援を必要としなくなるまでの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3号及び第4号に該当する場合の支援期間は、2週の範囲内とする。

## (買物代行サービス事業者の定義)

第4条 この告示において「買物代行サービス事業者」とは、タクシー事業者が行う

救援事業(タクシー事業者が行う救援事業等について(平成元年6月29日付け地自発第240号運輸省地域交通局自動車業務課長通達)に規定する救援事業をいう。)を行う事業者として運輸局に届出を行った者のうち、市長が適当と認めたものをいう。  
(買物代行サービス)

第5条 市は、支援対象世帯からの申請を受け、利用者登録を行う。

- 2 市は、前項の規定により登録された支援対象世帯の情報を、当該世帯の同意を得て買物代行サービス事業者に提供する。
- 3 買物代行サービス事業者は、支援対象世帯からの買物代行の依頼を受け、買物代行サービスを実施する。
- 4 買物代行サービスに係る商品の購入費用及び利用回数については、別表第1のとおりとする。

5 前項に規定するもののほか、支援対象世帯に別表第2に掲げる商品を必要とする世帯員がいる場合は、同表に定める購入費用の範囲内で買い物代行サービスを利用することができる。

(給付費の支給等)

第6条 市は、支援対象世帯の依頼により買い物代行サービスを提供した事業者に対し、買物代行手数料を支払う。

- 2 市は、当該事業者が支払った商品の購入費用について、当該事業者からの請求に基づき、当該事業者に対し給付費として支給する。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により買物代行サービスを利用して購入商品を受領した者に対しては、期限を定めて給付費の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 この告示による支援を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(秘密保持)

第9条 本事業に携わる職員及び買物代行サービス事業者は、飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例11号)を遵守し、業務上知り得た支援対象世帯の情報を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年2月22日から施行する。

#### 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

区分	購入費用の上限(1回ごと)	利用回数
単身世帯	3,000円	支援期間中、1週間に2回まで
世帯員が1人増えるごと加算	1,000円	

別表第2(第5条関係)

区分	購入費用の上限(1回ごと)	利用回数
大人用紙おむつ	5,000円	支援期間中、必要とする世帯員1人あたり2週間に1回まで
乳児用紙おむつ	3,000円	
乳児用粉ミルク	3,000円	